

学校いじめ防止基本方針

北上市立黒沢尻西小学校
(令和7年度改訂)

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで見守ることが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「人間尊重の精神を基盤に、国際社会を生きる創造的実践人を育成する」のもと、いじめを生まない環境を築くとともに、全ての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法第2条引用】

3 いじめの基本認識

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである」という基本認識のもと、日頃から注意を払い、いじめの未然防止に努めるとともに、いじめが発生した場合には、迅速かつ組織的に対応するものとする。

また、いじめの早期解決のため、当該児童の安全を一番に考え、必要な場合には学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた

側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。

- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

4 いじめの解消について

(1) 定義

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること。

②被害者が心身の苦痛を受けていないこと

被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(2) 解消に向けて

上記①については、担任からの情報に併せ、児童・保護者等に話を聞いた上で総合的に判断し、校長・副校長・生徒指導主事が確認を行う。

②については、担任及び生徒指導主事・教育相談担当が面談等を行う。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることをふまえ、教職員は、当該のいじめ被害児童、および加害児童について、日常的に注意深く観察する必要がある。

II いじめの未然防止のための取り組み

発達支持的生徒指導の観点に立ち、全ての児童を対象に、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる学校風土づくりを通して、いじめの未然防止を図る。

1 教職員による指導について

(1) 学級経営の充実

教師が、学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障すること、つまり「居場所づくり」に取り組むとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人一人が活躍し、認められる場のある教育

活動を推進する。

(2) 分かる授業の工夫・改善

全ての教師が分かる・できる授業実践に努め、児童に基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感が得られるよう工夫・改善する。

(3) 人権教育の充実

児童が「具体的な態度や行動に現れる」人権感覚を身につけるためには、人権教育に関する授業の実践はもちろん、日常的に児童・生徒を指導する教職員が人権感覚を身につけていることが当然のこととして求められる。その上で、教育活動全体を通じて人権教育を推進するための校内体制を整備し、指導に当たることが重要である。

(4) 道徳教育の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、道徳の授業を公開し、保護者や地域の人々の理解を得るとともにいじめが起こりにくい地域環境を形成する。

(5) 特別活動の充実

学級活動や児童会活動を充実させ、自己肯定感や自己有用感を育む。

(6) 相談体制の整備

学期ごとに「学校生活アンケート」を実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、一人一人の児童の思いをくみ取り、いち早く相談に応ずる。

(7) 特に配慮が必要な児童についての対応

学校として特に配慮が必要な児童（生活困窮、発達障害、帰国子女、外国籍児童、LGBTQ+等）については、日常的にその児童の特性、環境や状況を踏まえて適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童に対する指導を組織的に行う。

2 児童に培う力とその取り組み

(1) 自分も他人も共にかげがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。

(2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向け、どう関わったらよいか考え、主体的に取り組もうとする力を育む。

(3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。

(4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポートを通して、児童一人一人のセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめの防止等のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」

を設置する。

(1) 学校内の組織

①生徒指導委員会

生徒指導上の諸問題を解決するため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、該当学級学年担当で構成し、情報の共有と共通理解を図り、今後の指導方針と役割分担を検討する。必要に応じて職員に周知し、全職員の協力を得ながら課題解決を図る。

②いじめ対策委員会

いじめの問題に対して必要な対応を速やかに行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、該当学級学年担当の他、必要に応じてSC、SSWや地域の専門家等の人材によるいじめ対策委員会を開催し、問題行動の把握と指導方針の検討・確立及び今後の指導の進め方を協議し実行する。

(3) 教職員の役割分担

いじめ防止等の組織の担当を下表に示す。

【表1 いじめ防止等の教職員の担当】

役 割	担 当	
生徒指導委員会・いじめ対策委員会の実施について	招集	校長・副校長
	進行・推進	副校長
	記録	生徒指導主事
通報・相談の窓口・対応について	保護者・地域から	副校長
	児童から	生徒指導主事
情報の管理について	収集	当該教員・養護教諭
	記録	生徒指導主事
	周知	生徒指導主事

4 児童の主体的な取り組み

- (1) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取り組み。
- (2) いじめのない明るい学校づくりをめざした活動の充実。

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、ホームページに掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) PTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取り組みについて、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題に関わる校内研修会(学校いじめ防止基本方針の共通理解・4月)
- (2) いじめ問題への取り組みについての自己診断

III いじめの早期発見のための取り組み

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心掛ける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。
- (3) いじめかどうか担任（発見者）が判断しかねる場合も、必ず学年主任に報告する。
- (4) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、課外活動や休み時間、放課後においても児童の様子に目を配るよう努める。
- (5) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめ、課外活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (6) いじめの兆候に気付いた時は、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査 年3回（6月、10月、2月）
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年1回（10月）
- (3) 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 年3回（6月、10月、2月）
- (4) 保護者を対象とした教育相談

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対

応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口を下記の通りとする。

- 日常のいじめ相談（児童および保護者）・・・・・・・・生徒指導主事を中心に
全職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・スクールカウンセラー、
生徒指導主事、養護教諭
- 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・・学校または北上警察署

※その他の関係機関

- 市の相談窓口（市教育研究所）・・・・・・・・・・65－3365
- 県の相談窓口（24時間いじめ相談電話）・・・・・・・・019－623－7830
- 国の相談窓口（24時間子供 SOS ダイヤル【文科省】）・0120－0－78310
（子どもの人権110番【法務省】）・0120－007－110

IV いじめの問題に対する早期対応

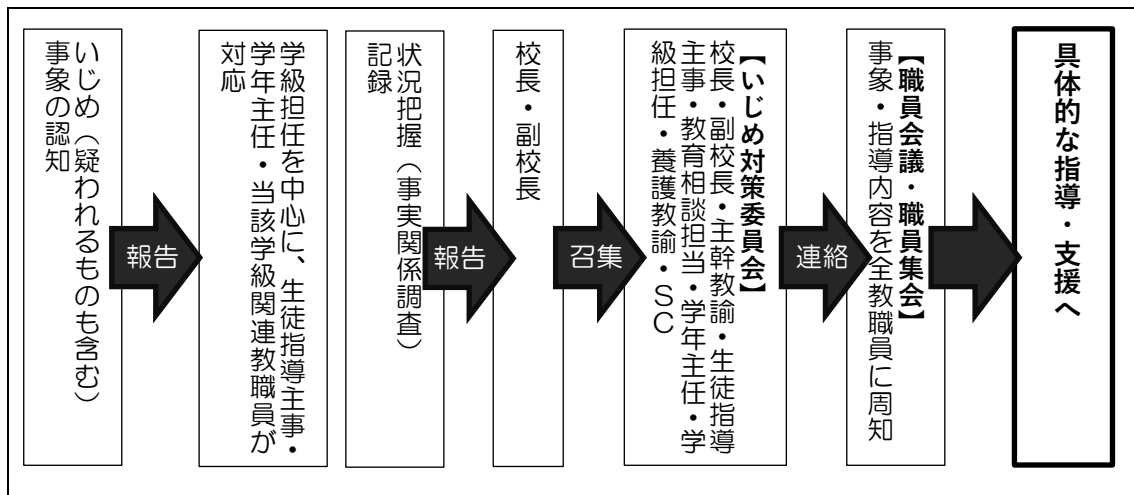
1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじている側の児童には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。
- (5) 教職員がいじめの情報を校内で共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反しうることを共通理解する。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為をやめさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときには、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下全ての職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を

要する事案であるかを適切に判断する。



- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実を確認する。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒やすために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

【図1 いじめ対応の流れ】

3 情報の管理

いじめが認知された場合、下表【表2】のとおり情報の管理を行う。

【表2 情報管理の内容と場面・担当者】

	確認内容	収集の場面	収集の担当	記録の担当
実 態 把 握	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者と加害者の確認 ・いつから始まったか ・背景と要因 ・どこでなにがあったか 	個別面談 家庭訪問	当該教員 養護教諭	生徒指導主事
問 題 解 決	<ul style="list-style-type: none"> ・現状について ・重大事案の判断 ・問題解決に向けての方針 ・調査の方法と体制 ・支援の対象 ・具体的指導・支援の手立て 	生徒指導委 員会 いじめ対策 委員会	生徒指導主事	生徒指導主事
解 決 判 断	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童・加害児童の現状 ・いじめ行為が止んでいる期間 ・被害児童及び保護者の心身の苦痛の有無 	いじめ対策 委員会（当該 教員・校長・ 副校長・生徒 指導主事）	生徒指導主事	生徒指導主事

4 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

5 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、北上市教育委員会及び北上警察署と連携して対処する。

6 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、北上市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに北上警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等、家庭での利用が大部分であることから、家庭への協力を求める。
- (4) インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求対象となりうることを周知する。
- (5) インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを行う。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- (2) いじめにより在籍する児童が相当の期間（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）学校を欠席することや転校を余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに北上市教育委員会に報告する。
- (2) 重大事態は、事案関係が確定した段階で重大事態としての対処を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- (3) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

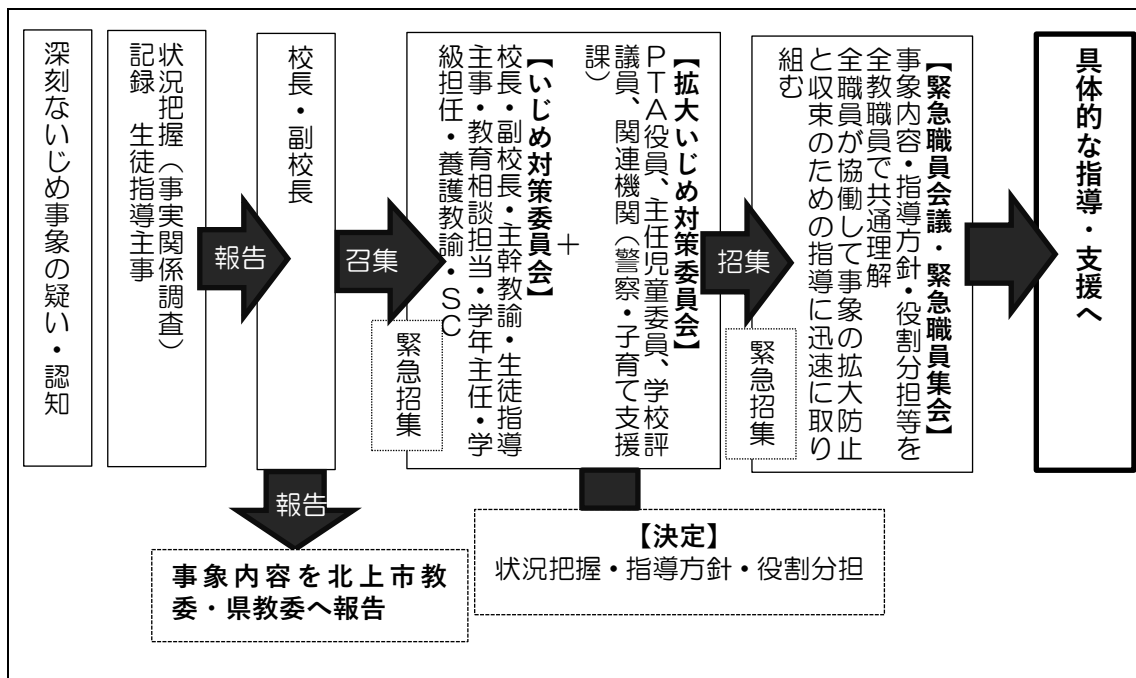
3 重大事態の調査（調査主体の判断は教育委員会による）

■学校が主体となる場合

北上市教育委員会の指導・支援のもと、以下の通り対応する。

- (1) 重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめの事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を北上市教育委員会に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
※関係者の個人情報に配慮する。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

【図2 重大事案対応の流れ】



■北上市教育委員会が調査の主体となる場合

教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自主の取り組みを評価する。

(1) いじめの未然防止に関わる取り組みに関すること。

○校内研修の実施について

○生徒指導の4つの視点（自己存在感、共感的な人間関係、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）を取り入れた指導の実施について

(2) いじめの早期発見に関わる取り組みに関すること。

○いじめアンケート・教育相談の実施

VII その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等に係わる方針及び取り組みについて、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

3 地域や家庭への周知について

本校の「いじめ防止基本方針」をPTA総会資料に掲載し、学年PTA総会等でも話題にするなど家庭への周知を図る。